

# 陳情一覽表

(令和7年第2回定例会)

【9月議会】

秋田県議会事務局

## 総 括 表

委員会名	受理・送付件数
総務企画委員会	2
福祉環境委員会	0
農林水産委員会	0
産業観光委員会	0
建設委員会	0
教育公安委員会	1
合 計	3

### 総務企画委員会

受理番号	件名	提出者	頁	備考
3	選択的夫婦別姓について		5	
5	公共施設内での労組加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正について		8	

### 福祉環境委員会

受理番号	件名	提出者	頁	備考
	なし			

### 農林水産委員会

受理番号	件名	提出者	頁	備考
	なし			

### 産業観光委員会

受理番号	件名	提出者	頁	備考
	なし			

### 建設委員会

受理番号	件名	提出者	頁	備考
	なし			

## 教育公安委員会

受理 番号	件 名	提 出 者	頁	備 考
4	秋田市立小学校の児童引き渡し訓練に関する災害想定の不一致および県教委の助言体制について	[REDACTED]	11	



## 【現況】

### 1 国の見解等

法務省では、選択的夫婦別氏制度の導入は、婚姻制度や家族の在り方と関係する重要な問題であり、国民の理解のもと進められるべきとの見解を示している。

第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）では、選択的夫婦別姓制度について、「家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民意識の動向等も考慮し、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史も踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」としている。

また、旧姓使用の拡大については、同計画では、引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むことが明記され、令和元年の住民票やマイナンバーカード、印鑑登録証明書、運転免許証に加え、令和3年からはパスポートへの旧姓併記が認められている。

### 2 民法改正に向けた動き

平成8年2月に法務大臣の諮問機関である「法制審議会」が、選択的夫婦別氏制度も含めた民法改正案要綱を答申した。

平成21年には国連女子差別撤廃委員会において、差別的な民法の規定の改正を勧告する内容が示されたが、その後の平成23年5月の民法改正において、これに関連する内容は盛り込まれなかった。

平成27年12月16日の最高裁大法廷は、夫婦同姓とする民法の規定に男女の不平等はなく、家族が同じ姓を名乗るのは日本社会に定着しているとして合憲との憲法判断を初めて示した。ただし、この判決は選択的夫婦別姓を合理性がないと判断したものではなく、この種の制度のあり方は「国会で論じ判断すべき」という姿勢を一貫して示しており、令和3年6月23日の最高裁大法廷も同様の判断をしている。

本年5月30日の衆議院法務委員会に、立憲民主党、日本維新の会、国民民主党は、それぞれ選択的夫婦別姓に関連する法案を提出し、同委員会において審議が行われたが、採決には至らず、今後開催予定の臨時国会で継続審査することが決定された。なお、同委員会で選択的夫婦別姓制度に関する法案の審議が行われたのは、平成9年以来、28年ぶりである。

### 3 国の世論調査の結果

内閣府が実施している「家族の法制に関する世論調査」には、選択的夫婦別姓制度の賛否についての設問があり、その結果は次のとおりである。昭和62年時は、選択的夫婦別姓に対しては、反対の意見が多かったが、その後、徐々に賛成の意見が増加しており、直近の令和3年時の調査では賛成と反対が拮抗している。

	賛成	反対	備考
1987（昭和62）年	13.0%	66.2%	
1996（平成8）年	32.5%	39.8%	
2001（平成13）年	42.1%	29.9%	通称使用を容認23.0%と合わせて初めて賛成派が過半数を超えた。 20～30代は男女とも51～2%が別姓に賛成となっている。
2006（平成18）年	36.6%	35.0%	
2012（平成24）年	35.5%	36.4%	
2017（平成29）年	42.5%	29.3%	
2021（令和3）年	28.9%	27.0%	賛成「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい」 反対「選択的夫婦別姓制度を導入した方がよい」

#### 4 経済団体の意見

公益社団法人経済同友会は、令和5年3月に、夫婦同姓が女性の職業活動上の不利益など経済社会に影響を及ぼすことや、個人の尊重と両性の実質的平等、多様な家族形態を認める社会の必要性に鑑み、選択的夫婦別姓制度の導入の早期実現に向けた要望書を国に提出した。

また、令和5年6月には、一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）は、女性活躍の着実な進展に伴い、旧姓使用による弊害が生じていることや、現在の夫婦同氏制度が女性に相当程度の改姓による不都合を与える「間接差別」に当たる可能性があるとの指摘もあることなどを受け、選択的別姓制度の導入などを盛り込んだ提言書を公表した。

備考

受理番号	5	提出者	住所	[REDACTED]
受理年月日	R7.8.25		氏名	[REDACTED]
件名	公共施設内での労組加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正について			
要旨	<p><b>【陳情事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自治労、自治労連等の労働組合（職員団体）に加入、職員が負担感や心理的圧力を感じていないか、また加入時に十分な説明を受けたかを、職員に寄り添って、調査・確認すること。</li> <li>2. 庁舎内において、地方議員から職員への政党機関紙の購読勧誘の有無、また勧誘時に心理的圧力が生じていないかを、職員に寄り添って、調査・確認すること。</li> <li>3. 上記の調査により、心理的圧力や経済的・精神的負担を感じている職員が確認された場合には、行政として適切な是正措置を講じること。</li> </ol> <p><b>【陳情理由】</b></p> <p>全国各地の自治体において、労働組合（職員団体）への加入・継続や、庁舎内での政党機関紙の購読勧誘行為に対して、職員が心理的圧力を感じているとの実態が報告されている。</p> <p>第一に、労働組合（職員団体）への加入について。自治労や自治労連等の労働組合（職員団体）への加入が、職場内における「空気」や、先輩職員からの無言の働きかけなどにより、「加入して当然」との認識が根付いている例が見受けられる。その結果として、個々の職員が自らの信条に基づいて加入・脱退を判断する自由が実質的に尊重されていない、との懸念がある。</p> <p>たとえば自治労は全国平均で63%の高い加入率（2023年時点）を維持しており、秋田県庁では2,441人が加入しているとの調査（厚労省 2023年）がある。加入後は、給与の約2%（平均月額4,000～6,000円程度）が毎月組合費として引き落とされ、20年在籍すれば約120万円にも及ぶ計算となる。これほどの個人負担について、職員が主体的に加入や脱退を判断できるよう保障されるべきである。</p> <p>しかしながら現場では、組合の活動や負担金の内容について十分な説明がなされないまま、形式的な同意で加入させられるケースが報告されている。加入後は、毎月数千円の組合費の支払いに疑問や負担を感じながらも、「一度入ると抜けにくい」として継続を余儀なくされているとの声も少なくない。自治体によっては、脱退を申し出たことで職場内での扱いが悪化するなど、事実上の嫌がらせを受けたとする事例も報告されている。</p> <p>加えて問題なのは、当該労組が特定政党・政治家への資金的・人的支援を行っているケースである。この場合、公務員である組合員が、自らの信条に反して間接的に政治活動へ協力させられている構造となっており、重大な人権上の問題を内包している。</p>			

要 旨

第二に、地方議員による政党機関紙の購読勧誘の問題について。庁舎内で議員が職員に対して政党機関紙の購読を勧誘する行為は、「議員からの働きかけは断りづらい」「断れば業務上の不利益を被るのではないか」といった心理的圧力を職員に与えることが多く、当該職員に精神的・経済的負担を強いている現状がある。

実際、全国33自治体で調査が実施されたが、平均して57%の管理職が「心理的圧力を感じた」と回答した。例えば、令和6年に東京都港区が行った調査では、購読勧誘を受けた管理職の79%が「心理的圧力を感じた」と答えている。

さらに現在購読中の職員においても「購読をやめたいが、断りにくく続けている」との声がある。山形市調査（令和7年）では心理的圧力を受けて購読した19人のうち、18人が「やめたい」「やめた」「断りづらい」と回答し、「勉強になるから続ける」はわずか1人だけだった。「自由意志による購読」という建前とは裏腹に、実際は「意に反した購読」が庁舎内で放置されているのである。

実際に、これらの問題に対応するため、85もの地方議会において、庁舎内の政党機関紙勧誘・配達・集金に関する実態調査や自粛を求める陳情や請願が採択された。

特に、日本共産党所属の地方議員による機関紙販売が、庁舎管理規則に反して行われている点は、全国の自治体調査や議会質疑でたびたび指摘されている。加えて、職員が支払う購読費が特定政党の政治活動資金に使われている実態は、上記の労組問題と本質的に共通する課題である。

このような状況を放置することは、職員のメンタルヘルスや働く意欲を低減させ、さらに行政の健全性・中立性を損なう危険性がある。令和2年6月にパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が施行され、地方公務員が保護の対象となっている。現在、全国121自治体でハラスメント防止条例が制定されており、貴自治体においても的確な対応が求められる。

本陳情は、行政職員が個人として政治的信条を尊重され、また業務上「不当な心理的圧力」から保護されるよう求めるものである。同時に、住民に対しては庁舎の政治的中立性を保障するという、極めて建設的な提案であると確信している。

まずは、実態把握に向けた調査の実施と、必要に応じた是正措置の検討を、貴自治体にお願います。

**【現 況】**

○ 「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいい（地方公務員法第52条第1項）、職員団体の結成や加入は任意とされている（同条第3項）。

※ 秋田県人事委員会への登録団体数 24団体（県関係3団体、委託団体関係（市町村等）21団体）  
県関係 秋田県職員労働組合、秋田県教職員組合、秋田県高等学校教職員組合

○ 秋田県職員の職員団体加入者数は公表されていない。

○ これまで、職員団体への加入の働きかけや、地方議員による政党機関紙の購買・勧誘に関するハラスメント相談は受けたことがない。

○ 政党機関紙の庁舎内での購買・勧誘等の行為は、把握していない。  
なお、庁舎内での不特定多数に対する物販・勧誘行為は禁止されている。

備 考



## 【現況】

### ■学校安全学校訪問

・平成24年度から毎年、全校種の公立園・学校を対象にした学校安全学校訪問を実施している。年間50校程度を目標に訪問し、管理職等から避難訓練などの実施状況を聞き取り、取組内容や関係機関等との連携状況について、直接、指導助言を行っている。

【令和5年度実績】 幼1園 小20校 中14校 高5校 特支2校 合計42校

【令和6年度実績】 幼1園 小20校 中15校 義務1校 高5校 特支4校 合計47校

### ■災害安全指導者研修会

・平成24年度から学校安全の中核を担う教職員や市町村教育委員会担当者等を対象に災害安全に特化した災害安全指導者研修会を実施している。研修では大学教授等の有識者による講演の他、避難所運営等の演習も実施している。

【令和5年度実績】 講演① 「教育課程に基づいた実践的な防災訓練のあり方」 慶應義塾大学 准教授 大木 聖子 氏  
講演② 「防災気象情報の入手とその利活用」 秋田地方気象台 次長 中村 修二 氏  
実践発表 令和4年度地域連携安全・安心推進事業 拠点校 中核教員  
解説等 「より実践的な防災訓練等の取組について」 保健体育課指導主事  
参加者 小34名 中20名 高51名 特支14名 教委等1名 合計120名

【令和6年度実績】 講演 「『生きる力』をはぐくむ学校安全の推進」 文部科学省 安全教育調査官 木下 史子 氏  
演習 「避難所運営の第一歩～発災後の初期対応を体感する～」 防災士 斉藤 亜希 氏  
実践発表 令和5年度地域連携安全・安心推進事業 拠点校 中核教員2名  
解説等 「学校安全計画と危機管理マニュアルの見直しについて」 保健体育課指導主事  
参加者 幼保2名 小29名 中16名 高51名 特支14名 教委等2名 合計114名

### ■安全管理指導者研修会

・平成26年度から全校種の管理職や市町村教育委員会担当者等を対象に安全管理に特化した安全管理指導者研修を実施している。研修では文部科学省の学校安全調査官等の有識者による講演の他、学校や地域の災害リスクに対応した避難訓練の実施や学校安全計画と危機管理マニュアル見直しの重要性等について周知を図っている。

【令和5年度実績】 講演 「学校における危機管理」 文部科学省 安全教育調査官 木下 史子 氏  
解説 「学校における安全管理について」 保健体育課指導主事  
参加者 幼保1名 小132名 中82名 義務4名 高52名 特支14名 教委等6名 合計291名

【令和6年度実績】 講演 「災害を想定した学校における危機管理について」 岩手県立図書館 館長 森本 晋也 氏  
解説 「学校安全に関する取組の推進について」 保健体育課指導主事  
参加者 幼保12名 小131名 中81名 義務3名 高52名 特支14名 教委等2名 合計295名

### ■今後の対応

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律及び学校保健安全法に基づき、今後も学校安全学校訪問や各種研修会を通じて、各学校に対して実践的・実効的な訓練の実施について指導助言するとともに、中央防災会議が決定している「総合防災訓練大綱」の趣旨に沿った訓練の実施について、市町村教育委員会に引き続き周知していく。

備考 令和7年7月14日付け教保－532「令和7年度総合防災訓練大綱について」で趣旨に沿った訓練の実施について依頼済み。